

令和6年度地域包括ケア・在宅医療 担当理事者会

令和6年5月30日(木曜日) 18:00(Zoom開催)

地域包括ケア・在宅医療担当 柳大三郎

1)福岡県における在宅医療(訪問診療)の現況について
(今回省略)

2)福岡県在宅医療提供体制充実強化事業・在宅医療充実強化支援事業(第8次医療計画を踏まえた取り組み)について
(スライド12枚)

第8次医療計画における 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について

令和5年度第2回医療政策研修会
第1回地域医療構想アドバイザー会議
令和5年9月15日

資料
4

第8次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付けること。また、在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置づけられることが想定される。

なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

① 目標

- ・在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・患者の家族への支援を行うこと

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

※ 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容

【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

第8次医療計画における在宅医療の圏域について

令和5年度第2回医療政策検討会
第1回地域医療構想アドバイザー会議

令和5年9月15日

資料
4

二次医療圏について

地理的条件等の自然的条件および日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（中略）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること

【出典】医療法施行規則 第三十条の二九（昭和二十三年厚生省令第五十号）

在宅医療の圏域について

5 疾病・6 事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定すること。

【出典】「医療計画について」（令和5年3月31日 厚生労働省医政局長通知（令和5年6月15日一部改正））

＜在宅医療の体制構築に係る指針＞

第3 構築の具体的な手順

2 圏域の設定

- （1）都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「第2 医療体制の構築に必要な事項」を基に、前記「1 現状の把握」で収集した情報を分析し、退院支援、生活の場における療養支援、急変時の対応、看取りといった各区分に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定すること。
圏域の設定は、課題の抽出や数値目標の設定、施策の立案の前提となるものであり、施策の実効性を確保する観点から、圏域の設定は確実に行うことが望ましい。
- （2）医療機能を明確化するに当たって、地域によっては、医療資源の制約等によりひとつの施設が複数の機能を担うこともあり得る。
- （3）圏域を設定するに当たって、在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点の配置状況並びに地域包括ケアシステムの状況も踏まえ、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。なお、在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点を圏域内に少なくとも1つは設定すること。
- （4）検討を行う際には、地域医師会等の関係団体、在宅医療及び介護に従事する者、在宅医療に関わる病院・診療所関係者、住民・患者、市町村等の各代表が参画すること。

※ 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容

【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

在宅医療提供体制充実強化事業実施要綱 令和6年度改正のポイント

(1) 在宅医療の充実強化のための取組

次の達成を目的とした交流会・研修会・検討会の開催等

- ① 休日夜間・容体急変時対応に係る体制確保
- ② 在宅医が訪問診療や往診できない場合のバックアップ体制確保
- ③ 円滑な入退院体制の確保

追加

- ④ 災害時の体制構築 （災害時を想定した多職種連携、在宅医療機関に関するBCP等）
- ⑤ 小児在宅医療・移行期医療に係る 相談窓口の設置
（医療的ケア児を受け入れている医療機関等から在宅への以降を行うための在宅医のマッチング等）
- ⑥ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関整備に係る協議促進
- ⑦ 高齢者施設等と在宅医療関係機関との連携強化 （施設における在宅医療・介護連携の促進）

在宅医療提供体制充実強化事業実施要綱 令和6年度改正のポイント

(2) 医療従事者等に対する研修

- ① 在宅医療従事者の人材確保・育成のための個別専門性の高い研修・同行訪問研修

対象 : ① 医療従事者

(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療ソーシャルワーカー、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士、保健師等)

追加

- ② 在宅医療の多職種に係る介護従事者
③ 障がい福祉関係者

テーマ : 看取り、末期がん、小児、緩和ケア、難病、精神疾患、認知症、口腔管理・栄養管理、リハビリテーション、ACP

追加

「とびうめネット等のICTを活用した多職種連携」
「死体検案」
「麻薬調剤や無菌製剤処理等の高度な薬学管理」
「口腔の管理・リハビリテーション・栄養管理の一体的提供」
「災害時の医療提供体制」、「在宅医療機関等の業務継続計画(BCP)の策定」

- ②退院時の連携促進のための訪問看護ステーションと医療機関退院支援部門との相互研修
③在宅医の新規参入促進のための研修

在宅医療提供体制充実強化事業実施要綱 令和6年度改正のポイント

(3) 在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的事業

- ① 郡市区単位で作成している入退院時のマニュアル等が、区域をまたがる場合にも適用できる広域的な連携
- ② 市町村等の単独実施が難しい事業や、広域的な実施が効果的・効率的な事業
(例) 地域連携パスの普及促進、とびうめネットを活用した多職種連携の推進検討 等
※市町村との役割分担を明確にした上で実施(県が認めたもの)

追加

地域の在宅医療提供状況の実態や関係機関の所在・機能等の把握

(4) その他(①～③以外で在宅医療提供対策の充実強化に資すると認められる事業)

※管内市町村が地域支援事業で実施するものを除く

- (例) 地域でのとびうめネットの活用検討、県主催の関係事業への参加、共同利用目的のポータブル在宅医療機器の購入・賃貸借及び保守管理、やむを得ない事情により実施する在宅医療に係る相談窓口の設置・研修会の開催・住民啓発 等

追加

小児在宅医療(移行期医療)等の相談窓口の設置

在宅医療提供体制充実強化事業交付要綱 令和6年度改正のポイント

(1) 条項の改正

- ・第15条第2項及び第3項 立入検査への協力にかかる条項を追加

(2) 様式の改正

○様式1－4 事業計画書

- ・PDCAサイクルに沿った事業計画の策定を行えるよう「**現状・課題**」の記載欄を追加
- ・共同利用を目的としたポータブル在宅医療機器の購入等にかかる機器名の記載欄を追加
- ・実施体制(**専任職員の配置**)についての項目を追加

○様式6－4 事業実施報告書

- ・共同利用を目的としたポータブル在宅医療機器の購入等に係る機器名の記載欄を追加
- ・実施体制(**専任職員の配置**)についての項目を追加

休日・夜間対応などバックアップルールについて

令和5年度 福岡県在宅医療提供体制充実強化事業 実績報告書 監事

資料4-1

No.	補助事業者	①在宅医療充実強化のためのルール策定	福岡県在宅医療充実強化支援事業実績報告より抜粋			医療従事者に対する研修	③在宅医療・介護連携に関する広域的・横断的・連携的の事業	その他(①～③以外で在宅医療提供体制の充実強化に資する事業	福岡県在宅医療・介護連携推進事業支援事業						④医療機器		(参考)
			△ 令和7年度以降に策定予定	△ 令和7年度以降に策定予定	△ 令和7年度以降に策定予定				事業説明会(3/4)	情報交換会(3/15)	第1回研修会(8/28)	第2回研修会(11/30)	第1回個別相談会(10/25、10/26、11/21)	第2回個別相談会(2/21、2/22、2/29)	実施	機器名	
10	一般社団法人直方後生医師会							医師会内在宅医療提供体制検討会	○	○							特設費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料
11	一般社団法人田川医師会					在宅医療・介護連携推進事業実務担当者会議(3回) 在宅医療・介護連携に関する医療機関アンケート 在宅医療・介護連携推進事業多職種との意見交換会(2回)		福岡県在宅医療・介護連携推進事業支援事業個別相談会(2回) 在宅医療相談窓口対応(11件)	○	○	○	○	○	○			賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料
12	一般社団法人飯塚医師会	飯塚医療圏地域医療連携推進協議会(2回) 災害時の在宅医療連携研修会(3回) 救急医療・災害時対策委員会(1回) 高齢地区訪問S.T.連携会議(4回)	○ 令和6年度中に完成を目指し策定	○ 令和6年度中に完成を目指し策定	○ 令和6年度中に完成を目指し策定	在宅医療導入研修会(6回) 在宅医療に関する多職種連携研修会 在宅医療に関する具体的な事例研究会(1回)		個別相談会への参加(2回) 在宅医療連携行為人材養成事業研修会への参加	○	○	○	○	○	○			賃金、報酬費、旅費、雇用費、役務費
13	一般社団法人久留米医師会	久留米地域包括ケアシステム構築拠点事業実行委員会(3回) 久留米地域包括ケアシステム構築拠点基地区部会委員会(3回)	◎ 策定済み	◎ 策定済み	◎ 策定済み	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業研究会(3回)	市の健康フェスタ実行委員会への参加等(計17回)	・とびうめネットを活用した多職種連携 ・貸出における多職種連携	○	○	○	○					賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費
14	一般社団法人大牟田医師会							・在宅医療提供体制充実強化検討会2回 ・管内関係機関への貸与	○	○		○				ポータブルエコー、ポータブル吸引機	特設費、旅費、役務費、使用料
15	一般社団法人八女筑後医師会	地域医療連携・在宅医療研修会				地域医療連携・在宅医療研修会(3回) 岩瀬町ST周行訪問 し出し医療機器展示及び取扱研修会	医療機関へアンケート 筑後ブロック看護士進修学習教育研修会 市況後在宅医療推進協議会 看護協会施設代表者会 九州広域医療対応・救済連携研究会		○	○	○	○				PCAポンプ、吸引機、エコー、エコー印刷機、心電図、カフティポンプ	賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料、役務費、備品購入費
16	一般社団法人朝倉医師会	在宅医療提供体制充実強化委員会(2回)	◎ 策定済み	◎ 策定済み	◎ 策定済み	行訪問事業(4回) 岩瀬町研修(2回) 講演		・高度医療機器貸与業務研修 ・高度医療機器点検 ・在宅医療提供体制充実強化事業検討会・研修・情報交換会 在宅医療推進の推進会議	○	○		○				吸引器、吸入器、点滴台、PCAポンプ、輸液ポンプ、パルス、EKG、Pエコー	賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料、役務費
17	一般社団法人小郡三井医師会				◎ 策定済み	研修 自身のエンディングノートを作る 研修 AEDがある社会からAEDが使える社会へ 研修 身寄りのない方の金銭管理と意思決定支援		多職種連携推進会議ホームページの新規作成	○	○		○	○	○			役務費
18	一般社団法人大川三瀬医師会	医療介護双方からの情報・意見交換会					「とびうめ」おかわりずま」活用による多職種連携機能普及、説明 等		○	○		○	○	○			賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料及び賃借料
19	一般社団法人朝川山門医師会	雪取り等の連携のための部会 在宅医療に関する連絡会議	◎ 策定済み	◎ 策定済み	◎ 策定済み			とびうめネット利用促進に係るみやま市との協議	○	○							特設費、旅費、役務費、使用料
20	一般社団法人浮羽医師会	在宅医療提供体制充実強化事業協議会(12回) うきは市議会との協議				研修会(3回) 研修会	在宅医療提供体制充実強化事業退院時連携部会(9回) 在宅医療提供体制充実強化事業在宅医療連携部会(3回)		○	○	○	○					賃金、共済費、報酬費、旅費、役務費、使用料、役務費、委託費

※1：本一覧表は、福岡県在宅医療充実強化事業費補助金の実績報告書の抜粋による。①～③については、福岡県在宅医療充実強化支援事業(福岡県医師会委託)の調査から抜粋。
※2：④のa～cのルール策定状況については、福岡県在宅医療充実強化支援事業(三波J委託)第1、2回研修会、第1、2回個別相談会の参加状況は、それぞれの委託事業実績報告より抜粋。
※3：④の福岡県在宅医療充実強化支援事業(福岡県医師会委託)の事業実績報告書より抜粋。

今後のスケジュールについて(予定)

令和6年5月30日	令和6年度各医師会地域包括ケア・在宅医療担当理事者会
令和6年6月頃	各郡市区医師会へ交付申請提出依頼（県→各郡市区医師会）
令和6年7月頃	交付申請書提出期限（各郡市区医師会→県） 様式1～1-5
令和6年8月頃	地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る国の内示(昨年度ベース)
令和6年9月頃 (内示後)	郡市区医師会への交付決定通知（県→各郡市区医師会）
令和7年4月10日	実績報告書提出期限（各郡市区医師会→県） 様式6～6-4
令和7年4月～5月	額の確定通知、補助金の支払い（県→各郡市区医師会）